

保育士を目指す補助者を応援する
施設・事業所の法人・団体の方へ

神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉人材センター



保育補助者雇上費貸付事業のお知らせ

保育人材の確保及び勤務環境の改善を図るため、保育補助者の雇上げに必要な費用の貸付を行います。保育補助者が保育士資格を取得した場合は返還が免除になる制度です。

【貸付要件】 原則、ひとつの経営法人・団体からの申込は同時期には1回のみとなります。

県内（横浜市・川崎市を除く）に所在地のある以下の施設又は事業所を経営する法人・団体

保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く）、小規模保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業を行う者

新たに保育補助者の雇上げを行う

既に保育補助者を雇用している

★（ア）～（エ）のいずれかに該当すること

- （ア）既に雇用している保育補助者について、保育士資格の取得に施設として取り組んでいる場合で、その者の資格取得後に別の補助者を雇用する計画をしていること
- （イ）貸付を受けることにより、保育士の給与改善を図るなど、保育士の処遇改善に取り組む施設等であり、前年同月における保育士及び保育補助者の数と比較して、保育士及び保育補助者がそれぞれ同数以上であること
- （ウ）貸付を受けようとする施設の保育士の平均継続年数が11年以上であること
- （エ）保育士処遇改善等加算を申請年度においてすべて適用されていること（見込みを含む）

保育補助者に関する要件

- ・当該保育補助者が貸付期間中に保育士資格を取得する意思を有する
- ・当該保育補助者が貸付期間中に子育て支援員研修（「地域保育コース」における「地域型保育」又は「一時預かり事業」の分類に限る）を受講する見込である（既に受講している場合も含む）

※自治体等の同目的の補助金等を優先して活用することとし、その上で補助金の対象とならない場合、又は補助対象人数以上の補助者を配置する場合において貸付の対象とします。

【申込方法】

■貸付申請書類

- ①保育補助者雇上費貸付申請書（★）
- ②保育補助者の資格取得等に係る誓約書（★）
- ③個人情報の取扱いについての同意書（★）
- ④登記事項証明書（発行より3ヶ月以内）
- ⑤申請保育補助者にかかる雇用契約書（雇用予定者の場合は内定通知書）
- ⑥申請保育補助者が保育士養成施設に在籍するものの場合にあっては在学証明書、又は、申請保育補助者が子育て支援員研修を修了している場合にあっては修了証書（写し）
- ⑦連帯保証人の資力を証明する書類（前年の収入を証明する書類として源泉徴収票又は課税証明書）

※1（★）がついている書類は、福祉人材センターにて申込希望者にお渡しいたします。お問合せください。

※2 このほか、貸付審査に必要な書類の提出をお願いする場合があります。また、貸付申請書類の返却は致しません。

【貸付金額】 年額 2,953,000 円以内とする

【対象経費】 保育補助者の雇用経費（給与、諸手当、福利厚生費、社会保険料の事業主負担分等）

【貸付期間】 保育補助者が保育補助者雇上費の貸付を受けた県内の施設または事業所に勤務する期間（ただし、勤務を開始した日から起算して3年間を限度とする。）

《貸付期間の起算日》

新たに保育補助者を雇用する場合：勤務を開始した日

既に保育補助者を雇用している場合：当該施設等で保育補助者として勤務を開始した日

【貸付条件】 申請保育補助者を配置することによる具体的な勤務環境改善計画を提出し、当該計画に基づき保育士の勤務環境を改善すること

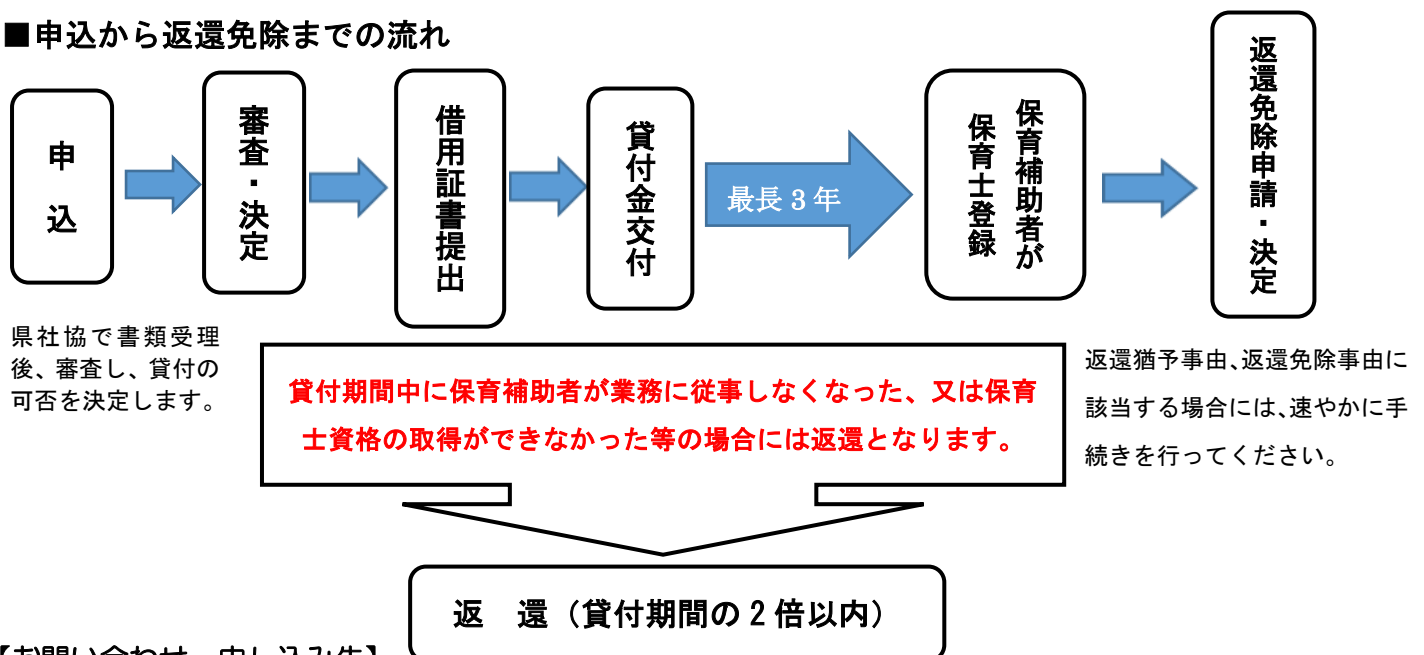
【貸付金利率】 無利子

【申込締切日】

平成 30 年 5 月 31 日（木）必着

【交付方法】 原則、年2回の分割交付とする

■申込から返還免除までの流れ



【お問い合わせ・申し込み先】

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 **かながわ福祉人材センター**

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター13階

TEL：045-312-4816 受付：月～金 9：00～12：00/13：00～17：15（祝祭日除く）